

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 59 号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 法第 6 条第 1 項に規定する基本計画の同条第 6 項の規定による公表の日（当該公表の日が平成18年3月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して3年内に、当該基本計画において定められた法第 2 条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の4の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>不動産</u>の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。</p>	<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 法第 6 条第 1 項に規定する基本計画の同条第 6 項の規定による公表の日（当該公表の日が平成20年3月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して3年内に、当該基本計画において定められた法第 2 条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の4の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>土地</u>の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例附則第 4 項の規定は、商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）の取得が平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで」と、「100 分の 0.3」とあるのは「100 分の 0.35」とする。

4 改正後の条例第 2 条に規定する公表の日が平成 18 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間である場合において、同期間中に不動産を取得した者で同条の規定により不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとするものについては、改正後の条例第 3 条に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して 60 日を経過した日とする。